

ごみの種類	収集日	出せる物	出せる物の例	ごみの出し方
-------	-----	------	--------	--------

可燃ごみ

毎週
曜日と曜日

台所ごみ
再生のきかない紙くず
水くず、せん定木くず
その他

- 生ごみ、卵の殻、貝殻など
- 掃き残、草
- 吸い殻
- くすり
- 湿布
- 乾洗剤
- 脱脂剤
- 紙おむつ
- ペットの砂・ふんなど
- 中身が綿の産布・まくら

- じょうぶな紙袋に入れて出してください。(段ボール箱で出さないでください。)
- 菓子箱やダイレクトメールなど名刺大以上の紙は資源ごみで出してください。
- 牛乳パックは、できるだけスーパーなどの店頭回収をご利用ください。
- 生ごみは、よく水切って、新聞紙などに包んでください。
- 食用油は、布や新聞紙などに染み込ませてください。
- せん定木くずなどは、長さをおおむね50cm以下に切り、束ねて少量ずつ出してください。(ただし直径が生木で5cm以下、乾燥木で10cm以下のものに限ります。)
- 竹串など先がとがったものは、先をつぶして出してください。
- 花火やマッチは、水にぬらして出してください。

ペットボトル

毎週
曜日

ペットボトル

※このマークが目印です。

- 飲料類(ジュース、お茶、コーヒー、水など)
- 酒類・みりん類、酢類用、しょうゆ類用、めんつゆ用、ノンオイルドレッシング用(ノンオイルでないドレッシング用のはリサイクルプラで出してください。)
- キャップとラベルはリサイクルプラへ

- 中身が容易に見える透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。
- 「リサイクルプラ」と必ず袋を分けて出してください。
- ペットボトルを詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。
- 食用油やソース、洗剤などのボトルは、「リサイクルプラ」で出してください。
- キャップとラベルを取りはずし、水洗いしてつぶしてください。(キャップとラベルは「リサイクルプラ」で出してください。)

リサイクルプラ

※このマークが目印です。

容器包装プラスチック

〔商品の容器や包装に使用されたプラスチック類〕

- 洗剤スチロールの梱包材、容器
- ボトル類
- プラスチック製のフタ、キャップ、ラベル
- 破類、ネット類
- 食品などの商品を包むラップ(食品のラップは可燃ごみ)
- カップ類(湯のみ、カップ類は可燃ごみ)
- チューブ類
- レジ袋など

- 中身が容易に見える透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。
- 「ペットボトル」と必ず袋を分けて出してください。
- リサイクルプラを詰めた袋を、さらに大きな袋にまとめて入れて出さないでください。
- 食品の容器は、洗うなどで付着物を取り除いてください。
- ボトル類・チューブ類の容器は必ず中身を使い切り、洗うなどで付着物を取り除いてください。
- キャップやフタがついているものは、はずして出してください。
- 食品トレーは、できるだけスーパーなどの店頭回収をご利用ください。

その他プラ

毎月第○第○
曜日

容器包装以外のプラスチック類

- ビニール製かばん
- ぬいぐるみ・プラスチック製のおもちゃ
- クリーニングの袋
- くつスリッパ・皮くつ長ぐつ
- 家庭で使用したラップ(芯は除く)、スポンジ
- インクカートリッジ、プラスチック製の文具
- 中身がスポンジのクッション・まくら
- ハンガー(プラスチック製のもの)

- 中身が容易に見える透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。
- ホースなどの長いものや、シート類は、30cm程度に切断してください。(切断が難しい場合は、ひもなどで束ねて「不燃ごみ」で出してください。)
- 機械部品を含むおもちゃ・ぬいぐるみは、「不燃ごみ」で出してください。
- プラスチック製のものでも下記「大型ごみ」の条件にあてはまるものは「大型ごみ」となります。
- 木製のハンガーは「可燃ごみ」で、金属製のハンガーは「不燃ごみ」で出してください。

不燃ごみ

毎月第○第○
曜日

陶磁器類
小型電気製品
(大型ごみにならないもの)
その他

- 皮革製かばん
- 陶磁器類
- 化粧品(乳白色びんとマニキュアのびん)
- 耐熱ガラス
- カミソリ
- アイロン、ドライヤーなどの小型電気製品
- 全金属製のキャップ、フタ
- アルミホイール類
- 保冷剤
- 傘、ポット、時計
- 使い捨てカゴ

- じょうぶなビニール袋(土のう袋を除く)に入れて出してください。
- プランター等の土や砂、底土はジップ袋で3袋程度を限度に少量ずつ出してください。
- 火災予防のため、ライターは中身を空にし、他の不燃ごみと袋を分け、袋に「ライター」と書いて出してください。電気製品は電池を取り外して出してください(電池は有害ごみ)。
- ビニールシートやビニールホースは、ひもなどで束ねて出してください。(30cm程度に切断できる場合は、切断して「その他プラ」で出してください。)
- 不用になった小型電気製品の回収ボックスを区役所等に設置していますのでご利用ください(投入口〔縦15cm×横30cm×奥行き40cm〕に入る大きさのものに限ります)。詳細は広島市ホームページへ

資源ごみ

毎月第○第○
曜日

紙類
(名刺大以上)
布類
金属類
ガラス類

- 布製かばん
- 新聞紙
- ダンボール
- その他の紙類(本、雑誌、チラシ、菓子箱、ダイレクトメールなど名刺大以上の紙)
- 色丁(新築紙などに用い)
- 古庫、カーテンなど
- 空き缶、斗笠、フライパン、油缶、スプレー缶(使った後、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にする。)など
- ガラスびん、ガラスくず(びんのフタははずす。)
- 化粧品のびん(乳白色びん及びマニキュアのびんを除く。)

- 紙類はひもではしるなどしてまとめて、その他の「資源ごみ」はじょうぶな袋(土のう袋を除く)に入れるなどして出してください。
- スプレー缶は、必ず使いきるか、火の気のない風通しの良い屋外で中身を空にしてください。中身が残っているものは、製造メーカーに相談してください。
- 「有害ごみ」と必ず袋を分けて出してください。
- 包丁や割れたガラスなどは、新聞紙などに包んで「危険」と書いて出してください。
- ビールびんや一升びんなどのくり返し使用できるびんは、できるだけ販売店に返却してください。
- 缶、びんはフタやキャップをはずし、内容物を取り除いて洗って出してください。
- 中身が入ったままの塗料缶や薬品が入ったままの容器は収集できません。
- 広島市では、ごみの減量化や持ち寄り防止のため、「集団回収」を推奨しています。実施の有無については、町内会などへお問い合わせください。
- まだ着ることが出来る服は、人に譲るなどして、できるだけ再利用してください。

有害ごみ

乾電池
蛍光灯
体温計

- 乾電池・ボタン電池(ボタン電池は両極をセロハンテープで止める)
- 蛍光灯
- 体温計等(水銀を使用したもの)

- 「資源ごみ」の袋と分け、ビニール袋(土のう袋を除く)に「有害」と書いて出してください。
- 水銀を使用していない体温計は、「不燃ごみ」で出してください。
- LED電球やLED蛍光灯は、「不燃ごみ」で出してください。
- 蛍光灯は大きにかかわらず「有害ごみ」で出してください。
- 蛍光灯などが割れることによる水銀の飛散・流出を防止するため、箱に入れるか新聞紙などに包んでから袋に入れてください。
- ごみを出す際には、投げたりせず割れないように丁寧に扱ってください。

大型ごみ(有料)

月2回(予約制)

家電リサイクル法対象機器
家電製品
家具
寝具
その他

日・祝日等の翌日は、大型ごみ受付センターへの電話が集中しますので、余裕をもって予約してください。

544-5300
FAX 544-5301

- 家電リサイクル法対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- 掃除機、電子レンジなど
- ふとん、たんす、机、灯油ポット、自転車など(おたけ箱、食器棚、本棚、たんすなどはあらかじめ大きな上置か見たときの高さ、幅)を測ったうえで予約してください。

最長の辺の長さまたは最大径が30cm以上(棒状のものまたは容易に折り曲げられる板状のものは最長の辺が1m以上)のものが大型ごみになります。ただし、家電リサイクル法対象機器は、大きにかかわらずすべて大型ごみになります。

- 大型ごみ(有料)を出すときは、「大型ごみ受付センター」への予約が必要です。(納付金(シール)を購入する前に予約してください。)
- 電話544-5300/FAX544-5301 受付時間:9時から18時まで 受付センターの休み:土・日、国民の祝日・休日、8月6日、12月29日~1月3日 予約期限:収集日の前日から数えて3日前まで(3日前は、受付センターの休みを除いて数えてください。)
- 広島市ホームページから、インターネットでの予約もできます。(予約期限は収集日の前日から数えて5日前まで、5日前は、受付センターの休みを除いて数えてください。)
- 家電リサイクル法対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を出す際は、市の納付券とは別に、郵便局・ゆうちょ銀行窓口でリサイクル料金を振り込み、「家電リサイクル券」を入手する必要があります。
- 家庭用パソコンとのディスプレイはすべて、市では収集しません。各製造メーカーまたはパソコン3R推進協会(電話03-5282-7685 ホームページ http://www.pc3r.jp)へ回収を依頼してください。大きさに応じては、小型電気製品の回収ボックスもご利用いただけます。(不燃ごみの欄をご覧ください。)
- 大型ごみを自己搬入する場合は、裏面下部の記事をご覧ください。

●ごみの自家焼却や不法投棄はやめましょう! 法律の基準を満たす焼却炉を用いる場合や、農業を営む上でやむを得ない場合などを除き、ごみの自家焼却は法律で禁止されています。不法投棄は犯罪です。不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処され、またはこれを併科されます。

市では収集しないごみ

一時多量ごみ	自己搬入または許可業者へ	引越し、庭木の刈り込み、模様替え、その他多量に出るごみ	ご自分で、それぞれの分別ごとに市が指定する処分施設へ搬入するか、市の許可を受けた収集業者へ収集を依頼してください。 ※産業廃棄物など、市の施設に搬入できないものがありますので、事前に搬入先へ確認してください。
事業ごみ	販売店または製造元などへ	事業活動(商店、事務所等)に伴うごみ	
その他		オートバイ(原動機付自転車を含む。)、農業用耕運機、自動車、FRP船、タイヤ、引火性又は爆発性を有するもの(火薬類、ボンベ類、未使用の消火器、石油類、バッテリー類等)、有毒性のもの(農薬その他薬品類等)、浄化槽、耐火金庫、ピアノ(電子ピアノを除く。)、パソコン(本体及びディスプレイ)など	

祝日等のごみ収集について

◆収集を行う日
7月17日、8月11日、9月18日、10月9日、12月29日、1月8日

◆収集を行わない日
5月3日~5日、11月3日・23日、12月30日・31日、1月1日~3日、2月12日、3月21日
※お盆は、通常どおり収集を行います。

お住まいの地区が、可燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラの収集日にある場合

お住まいの地区が、資源プラ・不燃ごみ、有害ごみの収集日にある場合

祝日等も、裏面の日程表のとおり収集を行います。年末年始(12月29日~1月3日)は、収集を行いません。 ※1月は収集日を変更している地区がありますので、ご注意ください。

透明または半透明のビニール袋に入れて出してください。

月2回(予約制)